

(資料1)

「身体障害者障害程度等級表について」(昭和59年9月28日付け社更第127号厚生省社会局長通知)の改正 新旧対照表(抜粋)

(下線:変更部分)

現 行	改 正 案
<p>○身体障害者障害程度等級表について 別紙1 身体障害者障害程度等級表解説 第1 (略) 第2 個別事項</p> <p>— (略)</p> <p>二 聴覚又は平衡機能の障害 1 聴覚障害 (1)～(3) (略) (4) 純音オーディオメータ検査 ア 純音オーディオメータは<u>JIS規格(昭和57年8月14日改定)</u>を用いる。 イ (略) (5) (略) 2 (略)</p>	<p>○身体障害者障害程度等級表について 別紙1 身体障害者障害程度等級表解説 第1 (略) 第2 個別事項</p> <p>— (略)</p> <p>二 聴覚又は平衡機能の障害 1 聴覚障害 (1)～(3) (略) (4) 純音オーディオメータ検査 ア 純音オーディオメータは<u>JIS規格</u>を用いる。 イ (略) (5) (略) 2 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 <u>別紙（資料２－２）参照</u></p> <p>四 （略）</p> <p>五 内臓の機能障害</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ぼうこう又は直腸機能障害 <u>別紙（資料３－２）参照</u></p> <p>5 小腸の機能障害</p> <p>(1) 等級表１級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注１）となるため、<u>栄養所要量（表１）</u>の６０％以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。</p> <p>a～b （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(注１)～(注８) （略）</p>	<p>三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 <u>別紙（資料２－２）参照</u></p> <p>四 （略）</p> <p>五 内臓の機能障害</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ぼうこう又は直腸機能障害 <u>別紙（資料３－２）参照</u></p> <p>5 小腸の機能障害</p> <p>(1) 等級表１級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注１）となるため、<u>栄養所要量（表１）</u>の６０％以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。</p> <p>a～b （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(注１)～(注８) （略）</p>

現 行

(表1) 日本人の栄養所要量

年齢(歳)	エネルギー (Kcal)	
	男	女
0～(月)	120/kg	
2～(月)	110/kg	
6～(月)	100/kg	
1～	960	920
2～	1,200	1,150
3～	1,400	1,350
4～	1,550	1,500
5～	1,650	1,550
6～	1,700	1,600
7～	1,800	1,650
8～	1,900	1,750
9～	1,950	1,850
10～	2,050	1,950
11～	2,200	2,100
12～	2,350	2,250
13～	2,550	2,300
14～	2,650	2,300
15～	2,700	2,250
16～	2,750	2,200
17～	2,700	2,150
18～	2,700	2,100
19～	2,600	2,050
20～29	2,550	2,000
30～39	2,500	2,000
40～49	2,400	1,950
50～59	2,300	1,850
60～64	2,100	1,750
65～69	2,100	1,700
70～74	1,850	1,600
75～79	1,800	1,500
80～	1,650	1,400

平成6年3月厚生省公衆衛生審議会答申

改 正 案

(表1) 日本人の栄養所要量

年 齢 (歳)	エネルギー (Kcal)	
	男	女
0～(月)	110～120/kg	
6～(月)	100/kg	
1～2	1,050	1,050
3～5	1,350	1,300
6～8	1,650	1,500
9～11	1,950	1,750
12～14	2,200	2,000
15～17	2,400	1,950
18～29	2,300	1,800
30～49	2,250	1,750
50～69	2,000	1,650
70以上	1,850	1,500

平成11年6月厚生省公衆衛生審議会答申

現 行	改 正 案
<p>6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 13歳未満の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「<u>サーベイランスのためのAIDS診断基準</u>」(厚生省エイズサーベイランス委員会、1994)が採択した<u>特徴的症状</u>のうち1項目以上が認められるもの。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>別紙2及び3 (略)</p>	<p>6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 13歳未満の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「<u>サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準</u>」(厚生省エイズ動向委員会、1999)が採択した<u>指標疾患</u>のうち1項目以上が認められるもの。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>別紙2及び3 (略)</p>